子育て中の従業員を雇用している 事業者の皆さまへ

新潟市こども未来部保育課長

#### 市内保育施設の登園自粛等に伴うご協力について(お願い)

本県に対する「まん延防止等重点措置」は3月6日をもって解除となりましたが、本市の新規感染者数は依然として高い水準が続いており、特に保育施設などにおいてクラスターが多発するなど10歳未満の子どもの感染が拡大していることから、今後も引き続き感染を防止していく必要があります。

本市では、保育施設における感染拡大を防止するため、施設を利用しているお子様 が風邪症状等の体調不良となった場合などにおいて、登園を控えるよう保護者の皆さ まにご協力をお願いしているところです。

つきましては、子育て中の従業員を雇用している事業者におかれましても、お子様 が登園を控える状況になった際、家庭での保育等が可能となるよう、休暇の取得など 特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

なお,これに伴う従業員の休暇取得につきましては,厚生労働省による「小学校休業等対応助成金」をご活用いただける場合がありますので併せてお知らせいたします。

#### 【参考送付】

- 1 「新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(お願い)」 (令和4年1月17日付:保育施設を利用する保護者の皆さまへ)
- 2 「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について」
- 3 「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内」 (厚生労働省・県労働局:事業主・労働者の皆さまへ)

■問い合わせ先(保育施設に関すること) 新潟市こども未来部保育課 025-226-1214

令和4年1月17日

保護者の皆様へ

新潟市こども未来部保育課

# 新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(お願い)

日頃より、新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をいただき、感謝申し上げます。

各施設においては、新型コロナウイルス感染症による感染拡大を防ぎ、お子様の健康及び保護者の皆さまの就労等を支えるため、感染症対策の徹底に努めております。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、日常的な感染症対策を徹底していただくとと もに、下記の対応について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

#### 1 お子様の登園について

#### ○下記の場合は、必ず、登園を避け、保健所や医療機関の指示に従ってください。

事由	登園できない期間
園を利用しているお子様が発熱や呼吸器症状・	必ず、医療機関等へ受診(裏面2の対応)をした
風邪症状等の体調不良となった	上で、発熱等が認められた場合は、解熱後24時
	間以上が経過し、呼吸器症状・風邪症状など普
	段と異なる症状等が改善傾向となるまで
園を利用しているお子様が PCR 検査を受ける	検査結果(陰性)が判明するまでの間
園を利用しているお子様が濃厚接触者となった	保健所が指示をした健康観察期間
園を利用しているお子様が感染	保健所が指示をした健康観察期間

#### ○下記の場合にも、感染拡大防止のため、可能な限り登園を控えるようご協力ください。

○ T 出 ひが 例 I T O で 心 不 が バスト は T こ で い で は フ 五 出 こ 1 エ バ こ の ひ フ に は い い べ に こ で 。			
事由	登園を控えていただきたい期間		
・園を利用しているお子様の同居のご家族が発	・医療機関への受診等により感染の心配がないと		
熱や呼吸器症状・風邪症状等の体調不良とな	判断されるまでの間。		
った(明らかに新型コロナウイルス感染でない	・PCR 検査等を受検した場合は陰性が判明する		
と判断される場合は除く)	までの間。		
・同居家族が PCR 検査等を受検した。			

#### 2 園で感染者が発生した場合の対応について

園児や職員が感染者と確認された場合には、原則、臨時休園(一部の場合もあり)となります。この間、すべてのお子様は自宅待機となるため、<u>臨時休園期間中の家庭保育等についてご協力をお願いいたします</u>(他の保育園等の一時預かりや、病児・病後児保育の利用はできません)。

保健所の調査結果により、お子様が濃厚接触者となった場合は、園を通して保護者へ連絡がありますので、保健所への問い合わせはご遠慮ください。

# 3 ワクチン接種について(情報提供)

ワクチンは、感染予防、発症予防、重症化予防の3つの効果が期待できます。 感染のリスク、重症化のリスクを考慮し、ぜひワクチン接種をお願いします。



# 新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金について

令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要と なった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた 事業主は助成金の対象となります!

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、 臨時休業などをした小学校など (保育所等を含みます)に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに**感染した子どもなど**、小学校などを休む必要がある子ども

\*詳細は裏面をご参照ください。

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用 できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いします。

### 【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、**対象労働者の日額換算賃金額\*1×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。 ※1 各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの(日額上限額※2あり)

休暇取得期間 日額上限額※2		申請期限※3		
令和3年8月1日~10月31日	13,500円	令和3年 <b>12月27日(月)必着</b>		
令和3年11月1日~12月31日	13,500円	令和4年 <b>2月28日 (月) 必着</b>		
令和4年1月1日~3月31日	令和4年1~2月:11,000円 令和4年3月:9,000円	令和4年 <b>5月31日(火)必着</b>		

- ※2 申請の対象期間中(注)に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域(原則都道府県単 位)に事業所のある企業については15,000円。
  - 注:事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間(申請対象の労働者が複数いる場合は、休暇の開始が最も 早い労働者の開始日から、終了が最も遅い労働者の終了日までの間)
- st 3 ただし、やむを得ない理由があると認められる場合(以下 I 又は II )は、申請期限経過後に申請することが可能(令和 4 年 6 月 30日ま で)です。
  - I. 労働者からの都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』への「(企業に)この助成金を利用してもらいたい」 等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
  - Ⅱ.労働者が都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが 事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

#### 労働者の皆さまへ

都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』では、「企業にこの助成金を利用して もらいたい 等、労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の **働きかけ等**を行っています。特別相談窓口(休業支援金・給付金の仕組みによる**労働者からの直接申請 含む**) については、こちらをご参照ください。



⇒「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内」

# 事業主の皆さまへ

① **支給要件の詳細や具体的な手続き**は厚牛労働省ホームページにて確認ください。 申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。 新型コロナ 休暇支援



- \*①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。
- \* 事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\_00002.html

② 申請書の提出方法

本社所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部 (室)まで郵送でお願いします。 ※必ず配達記録が残る郵便(特定記録郵便やレターパックなど)で配送してください。(宅配便などは受付不可)

#### お問い合わせはコールセンターまで

『雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター』 (フリーダイヤル) **0120-603-999** 受付時間: 9:00~21:00 土日・祝日含む

※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。 また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。



#### ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

#### 「臨時休業等」とは

・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課 後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります。

# 「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園または小学校の課程に類する課程を 置くものに限る)、特別支援学校(全ての部)
  - ★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、 各種学校(高等学校までの課程に類する課程)なども含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ·幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、 子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

# ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある (※) 子ども

- ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども
- イ) 新型コロナウィルスに感染したおそれのある子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)
- ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化する リスクの高い基礎疾患などを有する子ども
- ※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

#### ③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母など)であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。
- ※ 業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

#### ④対象となる有給の休暇の範囲

#### 日曜日、夏休みなどに取得した休暇の扱い

- 「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
  - ・学校:授業日 ※日曜日や夏休みなどは対象外(夏休み期間が延長された場合、新たに夏休みになった期間は対象)
  - ・その他の施設(放課後児童クラブなど): 本来施設が利用可能な日
- 「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
  - ・授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日

#### 半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

·対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

#### 就業規則などにおける規定の有無

・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、**就業規則などが整備** されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

# 年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、 同意を得ていただくことが必要です。

#### 労働者に対して支払う賃金の額

・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。 助成金の支給上限額(上限額は表面参照)を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。

# 小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内

#### 小学校休業等対応助成金とは

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して 有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額(※)を支給する 制度です。※1日当たりの日額上限額については、厚生労働省ホームページにてご確認ください。

#### ■労働者の皆さまへ【相談窓口のご案内】

都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』は、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方 からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っています。

⇒ ご相談は裏面の特別相談窓口一覧まで

# 休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請のご案内

- 労働局からの本助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕 組みにより労働者(大企業に雇用される方はシフト制労働者等の方に限られます)が直接申請することが可能です。
- 労働者の方が利用を希望する場合、裏面の**都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』にご連絡くだ** さい。まずは、労働局から事業主に、小学校休業等対応助成金の活用の働きかけを行います。それでも事業主が**助成金の活用に** 応じない場合には、労働者の方から休業支援金・給付金の支給申請ができるよう、労働局から事業主に必要な協力の働きかけ を行います。

#### ◎休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請の対象について

以下を満たすことを前提に、休業支援金・給付金の支給要件を満たす場合に、対象となります。

- ① 労働者が労働局に小学校休業等対応助成金の相談を行い、労働局が事業主に助成金活用・有給の休暇 付与の**働きかけを行ったものの、事業主がそれに応じなかった**こと
- ② 新型コロナウイルス感染症への対応としての小学校等の臨時休業等のために仕事を休み(※1、2)、 その休んだ日時について、賃金等が支払われていない(※3) こと
  - 保育所等の利用を控える依頼への対応のためや、新型コロナウイルスに感染したおそれのある子 どもの世話をするために休んだ場合を含みます。
  - 休むことを事業主に連絡しておらず、当該休みを事業主が事後的にも正当なものとして認めていな い場合(いわゆる「無断欠勤」)は対象になりません。
  - ※3 年次有給休暇を取得した場合は賃金等が支払われているものと扱います。
- ③ 休業支援金・給付金の申請に当たって、当該労働者を休業させたとする扱いとすることを事業主が了 承すること。また、休業支援金・給付金の申請に当たって、事業主記載欄の記入や当該労働者への証 明書類の提供について、事業主の協力が得られること。

#### ◎事業主の皆様へのお願い

- 休業支援金・給付金には**事業主負担はありません**。
- 休業支援金・給付金の申請に当たり「休業させた」という取扱いをすることをもって**事業主の労働** 基準法第26条の休業手当の支払い義務について判断されるものではありません。
- 労働者が学校休業等のために**休んだこと**、その休みを事業主として認めたこと(いわゆる無断欠勤 ではないこと) 自体には争いがない場合は、<a>このことをもって</a>、休業支援金・給付金の申請に当た り「休業させた」とする取扱いとさせていただくことをお願いするものです。
- 都道府県労働局から上記③のご協力を依頼した際には、このことをご理解いただき、労働者の方が **休業支援金・給付金を申請するに当たって**事業主記載欄の記入などに**ご協力をお願いします。**

休業支援金

#### その他の支給要件等は厚生労働省ホームページにてご確認ください。

●小学校休業等対応助成金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\_00002.html

新型コロナ 休暇支援

検索

●新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について

検索





https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html

# 休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請に関するO&A

**Q1** 事業主に自分で助成金のことを言い出しにくいのですが、まずは自分で事業主に相談する必要がありますか?

# A1 <mark>事業主との相談を経ず</mark> <mark>に労働局にご相談いただくこと <mark>も可能</mark>です。</mark>

例えばご本人から事業主に 相談しづらい場合など、労働 局にご相談いただいたら、ご相 談者の意向を踏まえ、事業主 に働きかけ等を行います。 **Q2 休業させたことの確認** が事業主から得られなければ休業支援金による個人申請はできないのですか?

A2 労働局から事業主に個人申請について働きかける段階で、事業主が休業させたことの確認が得られていない場合でも、労働局はまずは申請を受け付け、引き続き事業主に休業させたことの確認を行います。

**Q3** 休業支援金の申 請書の作成に事業主が 協力してくれません。どう したらいいですか?

A3 休業支援金の支給要件確認書の記載に事業主が協力してくれない場合、そのまま申請書を提出いただいて、労働局から事業主に確認を行うことも可能です。

**Q4** 休業支援金による個人申請の**申請先** はどこですか?

A4 まずは、勤務先の 事業所の所在地を管 轄する都道府県労働 局「小学校休業等対 応助成金に関する特別相談窓口」にご相談 〈ださい。

> \*連絡先は下記を ご参照ください。

# 小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口(令和4年6月30日まで)

受付時間 8時30分~17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6867-0211	滋 賀	077-523-1190	香 川	087-811-8924
青森	017-734-6651	神奈川	045-211-7380	京都	075-275-8087	愛 媛	089-935-5222
岩 手	019-604-3010	新 潟	025-288-3511	大 阪	06-6949-6494	高 知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵 庫	078-367-0850	福岡	092-411-4764
秋 田	018-862-6684	石 川	076-265-4429	奈 良	0742-32-0210	佐 賀	0952-32-7218
山 形	023-624-8228	福 井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長 崎	095-801-0050
福島	024-536-2777	山 梨	055-225-2851	鳥 取	0857-29-1701	熊 本	096-352-3865
茨 城	029-277-8295	長 野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大 分	097-532-4025
栃 木	028-633-2795	岐 阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群 馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼 玉	048-600-6210	愛 知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖 縄	098-868-4380
千 葉	043-306-1860	三 重	059-226-2110	徳 島	088-652-2718		

<b>小学校休業等対応助成金</b>	【コールセンター】 0120- <b>603</b> -999(フリーダイヤル)
についてのお問い合わせ	受付時間 9:00〜21:00 ※土日祝日含む
<b>休業支援金・給付金</b>	【コールセンター】 0120- <b>221</b> -276(フリーダイヤル)
についてのお問い合わせ	受付時間 月〜金 8:30〜20:00 / 土日祝8:30〜17:15

#### 小学校休業等対応助成金や休業支援金・給付金の**申請に関するトラブル**について

- ●労働者の皆様へ:小学校休業等対応助成金や休業支援金・給付金の申請に関連して、解雇、雇止めなどの職場のトラブルなどがあれば、総合労働相談コーナーにご相談ください。同コーナーは、全国の都道府県労働局や労働基準監督署などに設けられており、解雇、雇い止め、配置転換、賃金の引き下げ、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題について、ワンストップで相談の受付等を行っています。 総合労働相談
- ●事業主の皆様へ: 休業支援金の申請や小学校休業等に伴って仕事を休んだ期間の賃金の扱い について相談したことを理由に、解雇など不利益な取扱いを行うことは許されるものではありません。 このような場合について、労働局において、労働者からの相談を受け付け、事案に応じて、 事業主に対して、個別労働紛争解決促進法に基づく指導等を行うことがあります。小学校休業等 対応助成金及び休業支援金・給付金の仕組みによる申請について、ご理解とご協力をお願いします。

